

松阪市文化芸術の振興に関する基本方針

1. 基本方針策定の目的

松阪市では、文化の薫り高く心豊かで潤いのある市民生活の形成に資することを目的に、松阪市文化芸術振興条例を平成20年4月に施行しました。その第7条の規定に基づき、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めます。

2. 文化芸術の振興に当たっての基本的な考え方

松阪市は、豊かな自然と歴史・文化に恵まれたまちです。

多くの史跡や歴史的建造物、歴史的景観、さらには、国学者・本居宣長や北海道の名付け親・松浦武四郎をはじめとする郷土の偉人は、地域の歴史・文化・伝統を正しく理解するために欠かせないものであります。こうした歴史的文化的遺産は、現在まで脈々と受け継がれており、今日の松阪市の発展に大きな影響を与えています。

また、美しい自然や歴史・伝統に基づく文化芸術は、人びとに精神的な豊かさや感動を与えるとともに、人びとのコミュニケーションを活発化し、生きる勇気と喜びをもたらす力を持っています。

松阪市における文化芸術の振興は、地域に根ざした歴史・伝統を生かしながら、市民や地域、団体、企業、そして行政が協働で取り組むことが重要で、文化芸術の持つ力を最大限活用できる施策を展開する必要があります。

3. 基本目標

本市の文化芸術の振興にあたっては、次の基本目標のもと施策を推進します。

- ①市民自らが文化芸術を身近に感じられる環境づくり
- ②市民自らが主体的かつ創造的な活動の環境づくり
- ③市民の誰もが「輝く松阪」と誇れる環境づくり

4. 条例第7条第2項各号に掲げる事項別の内容

(1) 市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること

- ・「松阪市文化芸術団体連絡協議会」を通じて、市の文化芸術のネットワークを構築します。

- ・様々な文化芸術イベントの誘致に努めるとともに、文化芸術に関する多種多様な情報の提供と共有を図ります。
- ・メディアの有効な活用を図ります。

(2) 市民の自主的な文化芸術活動に対する支援に関すること

- ・市民が利用しやすい文化施設の運営に努めます。
- ・「松阪市文化芸術団体連絡協議会」を通じ、ジャンルをまとめた団体への支援を行います。

(3) 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること

- ・地域の文化遺産、指定文化財や各地域に伝わる風習や祭りなど多種多様な行事も含めて、人の営みと歴史を保全し、伝承する施策の充実を図るとともに、文化遺産を活用した地域の活性化を推進します。

(4) 地域の伝統的な文化芸術の保存及び継承に関すること

- ・地域で行われている行事や伝統芸能を維持するための支援を行います。
- ・維持困難な伝統行事や伝統芸能等については、資料および映像で記録します。
- ・文化施設を魅力あるものとするための工夫や、児童・生徒が参加できる企画および運営を行います。
- ・遺すべき芸術・美術作品等の保存に努めます。

(5) 文化芸術に接する機会の拡充に関すること

- ・「松阪市文化芸術団体連絡協議会」を通じて、行政と文化芸術団体等が情報を共有し、発表の場を提供します。
- ・出前公演の実施などを通じ、市民が身近な文化芸術にふれる機会の提供に努めます。
- ・行政のホームページや広報などを活用し、行事、イベント等について、広く市民への周知を図ります。
- ・行政と文化芸術団体等が協働して、地域内外に行事の写真や映像等の情報を配信し、人と事業の誘致に努めます。

(6) 文化芸術を担う青少年の人材育成と活動支援に関すること

- ・小中学生が、体験学習を通じ文化芸術に触れる機会の拡充を行います。
- ・青少年が参加する文化芸術振興事業を推進します。

(7) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること

- ・「松阪市文化芸術団体連絡協議会」を通じて、団体間のネットワーク及び交流の場の充実を図ります。
- ・各文化芸術団体等に対する現行施設の活用および活動しやすい環境の整備と充実を図ります。
- ・市の有する教育施設について、資料の保存や調査研究等で有効活用を図り、文化芸術振興につ

なげます。

(8) 文化芸術性に配慮したまちづくりの推進に関すること

- ・誰もが文化芸術に親しむ「まちづくり」を推進するため、市民の意識の高揚を図ります。
- ・歴史的な景観や趣のある建物を活用した「まちづくり」を推進します。

(9) 高齢者、障がい者等の文化芸術活動の支援に関すること

- ・バリアフリー化を推進し、利用しやすい施設の環境整備を図ります。
- ・「松阪市文化芸術団体連絡協議会」との協働により、高齢者、障がい者が身近に文化芸術に触れることができる出張公演等の充実を図ります。

(10) 学校教育における文化芸術活動の支援に関すること

- ・「松阪市文化芸術団体連絡協議会」との協働により、学校や施設への出前授業等を実施し、芸術を鑑賞する機会の充実を図ります。

(11) 文化芸術に係る地域間交流と国際交流の促進に関すること

- ・「松阪市文化芸術団体連絡協議会」を通じて、地域間交流と国際交流の促進を図ります。
- ・伝統芸能や伝統行事等を通して地域間交流を促進し、地域の伝統を後世に伝える環境の整備を図ります。

(12) 文化芸術に関する情報の収集と発信に関すること

- ・「松阪市文化芸術団体連絡協議会」とともに情報の収集と発信を行います。
- ・各文化芸術団体が必要とする情報を行政が集積し、団体間の交流と情報を共有するシステムの構築を図ります。

(13) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関すること

- ・必要に応じ、随時文化芸術の振興に関する施策を推進します。